

## 学生免除受付開始!



今年度から学生納付特例申請の方法が窓口申請とハガキ形式の申請の2通りになりました。

### 窓口で申請する場合

20歳以上の大学生・専門学校（学校教育法で定められた学校のみ）の学生さんで国民年金保険料が納付困難な場合は「学生納付特例」を申請しましょう。承認を受けるとその期間の保険料の納付が猶予されます。申請は毎年必要です。

### 【申請に必要なもの】

- ・在学予定期間が記されている学生証、又は在学証明書（コピー可）
- ・印鑑
- ・年金手帳
- ※ 学校教育法で定められた学校は年金課で確認できます。

### ハガキ形式の申請書で申請する場合

前年度に学生納付特例申請が承認された学生で、翌年度も引き続き在学予定の方（社会保険庁が把握している人に限る）へは、今年度からハガキ形式の申請書が送付されます。（3月末送付予定）申請者記入欄へ必要事項を記入し、返信してください。

### 注意

- ① 在学する学校等が変わったとき又は失業等を事由とする学生納付特例の申請を行う場合は、ハガキ形式による申請を行うことはできません。
- ② ハガキが送付されなかった方で、引き続き学生の方は、従前の方法により市役所窓口で申請を行ってください。

### 3月に卒業した方の場合

3月で卒業し学生でなくなった方で、4月以降の国民年金保険料の納付が困難な方は、一般の「保険料免除制度」や30歳未満の「若年者納付猶予制度」がありますので、年金課窓口へご相談ください。

### なぜ、学生免除?

学生の期間中に、万一の事故や病気で障害が残ったとき、一定の要件を満たしていれば「障害年金」が受けられます。未納にしておく「万一の時に「障害年金」が受けられなくなります。

### 追納

学生納付特例の承認を受けた期間を将来受け取る年金額への反映がありませんので、卒業後はお早めに追納をして、年金額を満額に近づけましょう!

今年3月までに送付された「ねんきん特別便」の回答がまだの方へ

昨年12月から今年3月までに「ねんきん特別便」を受け取られた方は、年金記録に結びつく可能性の高い方々なので、一度社会保険事務所を確認されるか「ねんきん特別便専用ダイヤル0570-0588-1555」にお問い合わせください。

また、ご家族や身近な高齢者の方に「ねんきん特別便」が送付されているのにまだ回答していない方がいましたら、内容を確認した上で、必ず回答が必要であることをお知らせくださるようお願いいたします。

### 加入記録に誤りや訂正があった場合

「昔のことだから覚えてない」という年金受給者が社会保険事務所へ相談に行ったところ、若い頃勤めていた会社があったことを思いだし、厚生年金の加入記録が発見されるケースもあります。

その場合、年金時効特例法が施行されていますから、年金が支給できた時点までさかのぼって年金が支給されます。

年金記録の番号統合を行い、必要書類を添えて、再裁定請求手続きを行うことで受給額は変更されます。

### 国民年金保険料

平成20年度は  
月額14,410円です。

便利な口座振替なら1カ月あたり50円の割引になりお得です!

### 平成20年度 年金額は据え置き

平成20年度の老齢基礎年金は  
満額で792,100円  
(40年納付)

平成19年度の年金額と同じです。



### お問い合わせ

- うるま市役所年金課  
☎973-5498
- ☎社会保険事務所  
☎933-3437 (被保険者)  
☎933-3438 (被保険者)  
☎933-3439 (受給者)